周南市統合型GIS等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託公募型プロポーザル評価会ヒアリング実施要領

令和5年6月9日

周南市統合型GIS等構築基本計画策定 及びデータ構築仕様書作成業務委託 プロポーザル評価会

1. 目的

この要領は、周南市プロポーザル評価会設置要綱第3条の規定に基づき、技術提案等の評価を行うためのヒアリングの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2. ヒアリングの実施日時及び場所

実施日時:令和5年8月4日(金)(予定)

場 所:周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所

3. ヒアリング参加者に関する事項

ヒアリング会場に入場して説明を行う者は、技術資料の業務実施体制に記載された管理技術者及び担当技術者とし、その人数は3名以内とする。また、主に説明、 質疑応答を行う者は、管理技術者または主たる担当技術者とする。

- 4. ヒアリングの実施内容に関する事項
 - ① ヒアリングにおける説明及び質疑応答は、提出された参加表明書、技術資料及び技術提案書を使用して行う。プロジェクター等の電子機器の使用は可とするが、あくまで、提出された参加表明書、技術資料及び技術提案書又は、それらの内容の説明をするための補足資料を表示するために使用し、新たな提案を行ってはならない。
 - ② ヒアリング時間は、各参加者につき、説明時間を20分以内、質疑応答を25分程度とする。
- 5. ヒアリング実施中の留意事項
 - ① ヒアリング参加者のヒアリング会場への入場は、担当課職員が指示するものと し、それ以外はヒアリング会場への入場はできないものとする。
 - ② ヒアリングにおいて、評価者又は担当課職員に対する参加者からの質問は受け付けない。
 - ③ ヒアリングを実施している間に会場から退出したヒアリング参加者は、ヒアリング会場に再入場することはできないものとする。
 - ④ ヒアリング会場において、外部関係者との通話、通信を行ってはならない。
 - ⑤ ヒアリング参加者は、ヒアリングの状況を録画又は録音してはならない。
- 6. その他の事項
 - ① ヒアリングの進行は、担当課が行う。

- ② ヒアリングは、非公開で実施する。ただし、ヒアリングの実施内容については、 本プロポーザルの結果公表に合わせ、その概要を公表するものとする。
- ③ 5. に定める留意事項を尊守できないほか、ヒアリングの円滑な実施及び公正かつ公平な評価を妨げると認められる場合には、該当するヒアリング参加者をヒアリング会場から退出させることがある。
- ④ この要領に定めるもののほか、ヒアリングの実施に関して定めるべき事項が生じた場合は、会長が評価会に諮って定めるものとする。

附 則 この要領は、ヒアリング実施中に限り効力を発する。